

広島県告示第三百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十八年四月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

井関加茂線

三 道路の区域

| 区 間  | 新 旧           |              | 備考                                  |
|--|---------------|--------------|-------------------------------------|
|  | 新             | 旧            |                                     |
| 福山市加茂町字北山四一八五番一地从先から<br>福山市加茂町字北山四一八四番一地从先まで | 五・五〇<br>二七・九〇 | 四・九〇<br>七・二〇 | 敷地の幅員<br>(メートル)<br><br>延長<br>(メートル) |
|  | 四五・五〇         | 四七・三〇        |                                     |
|  | 拡幅            |              |                                     |